

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた対応等に係る上場制度の見直しについて（案）

平成 21 年 11 月 17 日  
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I 改正趣旨</p> <p>II 内容</p> <p>1 コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスの充実への取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者が安心して投資できる環境整備に向け，コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを上場会社に促すとともに，既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当等を未然に防止する観点から，一定の第三者割当等について上場廃止とする等の対応を図る。</li> <li>・ また，当社では平成 19 年 10 月に上場会社の企業行動を規定する企業行動規範を制定し，上場会社が実施する企業行動が投資者又は株主の権利を損なわないものであることを求めてきたが，昨今の上場会社の企業行動の更なる多様化に対応するため，企業行動規範の見直しを行う。</li>   <li>・ 上場会社は，当社からの要請内容等を踏まえ，株主の権利を尊重し，その持分に応じて平等に扱い，投資者の信頼性向上を図るよう，コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むものとする旨を，企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業行動規範の「望まれる事項」とは，3 (1) a に記載する「望まれる事項」をいう。</li> <li>・ 上場会社に対し，以下の内容について要請する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他社の効果的な事例等を十分踏まえつつ，自社にとって最適なコーポレート・ガバナンス体制を検討する旨</li> <li>② 監査役の機能強化の観点から，必要な措置が講じられる旨</li> <li>③ グループ化された企業においては，企業集団全体においてコーポレート・ガバナンスが実現される旨</li> </ul> </li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実</p> <p>(3) 独立役員 a 独立役員 の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとする。</li> <li>・ 上場会社は、一般株主の保護のため、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状においても、コーポレート・ガバナンス体制の状況については当該報告書の記載事項となっているが、新たに、その体制を選択する理由の記載を求めるもの。</li> <li>・ 具体的には、本年6月公表の金融審議会スタディグループ報告で示されたモデルを踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制に関する上場会社の考え方などの記載を求めることを想定している。</li> <li>・ また、コーポレート・ガバナンス体制の状況の開示についても、社外取締役を設置している上場会社に対しては、社外取締役の役割や機能に関する記載を求め、社外取締役を設置していない上場会社に対しては、コーポレート・ガバナンス体制の整備、実行に係る当該企業の独自の方法に関する記載を求めるなどの対応を行う。</li> <li>・ 平成22年3月末日までに、当該報告書に反映するものとする。</li> <li>・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」とは、3(1)aに記載する「遵守すべき事項」をいう。</li> <li>・ 独立役員の異動は、原則として異動が生ずる日の2週間前までに本所に届け出るものとする。この場合において、独立役員として届け出ようとする者が、当該上場会社、子会社、下請企業などの取引先の役員・従業員、当該上場会社から報酬を得ているコンサルタント、近親者等の経営陣から著しいコントロールを受けうる者である場合や、親会社、メイン</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>b 独立役員の 開示</p> <p>2 第三者割当に係 る見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、独立役員の氏名及びその指定理由（独立役員として指定する者が、仮に以下の a から e までのいずれかに該当する場合は、それを踏まえて指定する理由を含む。）等を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 上場会社の親会社若しくは兄弟会社の業務執行者</li> <li>b 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</li> <li>c 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。）</li> <li>d 上場会社の主要株主（主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）</li> <li>e 上記 a から d までに掲げる者又は上場会社若しくはその子会社の業務執行者（重要でないものを除く。）の近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。）</li> </ul> </li> </ul>	<p>バンクなどの取引先の役員、従業員、近親者等の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者である場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれが高いため、事前相談を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所は、独立役員の届出を受理した時は、その内容を公衆の縦覧に供するものとする。</li> <li>・ 上場会社は、平成 22 年 3 月末日までに独立役員の確保の状況を届け出ることとする。ただし、企業行動規範違反に対する措置は、原則として、平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から適用対象とするなど、所要の経過措置を設けるものとする。</li> <li>・ 左記 a から e までについては、現在又は過去にそれぞれ掲げる者に該当する場合をいう。</li> <li>・ 「主要な取引先」「多額の金銭その他の財産」「重要でないもの」などの取扱いは、現在の会社法等に基づく実務と同等のレベルを想定している。</li> <li>・ 平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく、当該報告書に反映するものとする。</li> </ul> <p>・ 今般、制度整備の対象としている企業行動を行うにあたっては、事前相談を改め</p>

項 目	内 容	備 考
(1) 上場廃止基準の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が第三者割当を行う場合において、割当前の発行済み株式に係る総議決権数に対する、当該第三者割当による発行株式に係る議決権数の比率（以下「希釈化率」という。）が300%を超えるときは、株主の権利を侵害するおそれが少ないと認められる場合を除き、株主の権利内容及びその行使を不当に制限するものとしてその上場を廃止する。</li> <li>・ 第三者割当により支配株主が異動した場合において、その後3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損され、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められるときは、その上場を廃止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請する。</li> <li>・ 株券、新株予約権、新株予約権付社債などを対象とする。</li> <li>・ 希釈化率の計算において、新株予約権等の潜在株式（行使価額等が修正される場合は、その下限価額における潜在株式）は発行株式とみなす。</li> <li>・ 割当前の発行済み株式には、割当前に存在する潜在株式を含まないものとする。</li> <li>・ 第三者割当を短期間に複数回実施する場合は、それらの第三者割当による発行株式に係る議決権数の合計を希釈化率の計算に使用するものとする。</li> <li>・ 株主の権利の不当な制限に関する上場廃止基準に係る6か月の猶予期間は廃止する。</li> <li>・ 「支配株主」とは、親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として本所が定める者をいう。</li> <li>・ 支配株主との取引について定期報告（原則として1年に1回）を求めることとし、その健全性に関しては、支配株主との間における取引行為の正当性や取引条件の合理性について確認する。</li> </ul>
(2) 企業行動規範の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が第三者割当を行う場合で、希釈化率が25%以上となる時、又は、支配株主が異動することになるときは、原則として、a又はbの手続きを経ることを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 第三者委員会などの経営陣から一定独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手</li> <li>b 株主総会の決議などの株主の意思確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主が異動することになるかの判断においては、当該第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権数を考慮する。</li> <li>・ 例えば資金繰りが急速に悪化して左記の手続きを行うことが困難であるなど、緊急性が極めて高い場合は、例外的に左記の手続きを不要とする。</li> </ul>
(3) 適時開示の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項について適時開示を行うことを求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者割当に関する適時開示事項は、列挙された事項に限定されず、従来から要</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 確認書の提出</p> <p>3 その他の見直し</p> <p>(1) 企業行動規範の見直し (別紙)</p> <p>a 体系の再構成</p> <p>b 項目の追加</p> <p>(a) MBOに係る尊重事項</p> <p>(b) 内部者取引の禁止</p> <p>(c) 反社会的勢力との関係の禁止</p> <p>(d) 流通市場の機能又は株主の権利を毀損する行為の禁止</p>	<p>a 割当先の資金手当ての確認状況 (その方法及び結果)</p> <p>b 発行価額の算定根拠及びその具体的な説明 (本所が必要と認める場合は有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見書の添付等を含む。)</p> <p>c 上記(2)に定める手続きを要する場合にはその内容 (手続きを要しない場合にはその理由)</p> <p>d その他第三者割当について投資判断上重要と認められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が第三者割当を行う場合は、割当先が反社会的勢力と関係がない旨を記載した確認書を提出するものとする。</li> <li>・ 現行企業行動規範として定めている事項を、上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」と、上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」に区分して再構成することとする。</li> <li>・ MBOが実施される場合は、必要かつ十分な適時開示を行うことを企業行動規範の「遵守すべき事項」として定める。</li> <li>・ 上場会社が、内部者取引を行うことを禁止する旨を企業行動規範の「遵守すべき事項」として定める。</li> <li>・ 上場会社が、反社会的勢力との関係を持つことを禁止する旨を企業行動規範の「遵守すべき事項」として定める。</li> <li>・ 上場会社は、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる行為を行わないことを、「遵守すべき事項」として定める。</li> </ul>	<p>請しているとおおり、調達する資金の用途等に関しては分かりやすく具体的な説明をお願いしている点には変更ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会において有利発行の特別決議を経る場合や、株式の場合で発行価額が割当先に特に有利な金額でないことが明らかなきなどは、bの括弧内における有利発行該当性に係る適法性に関する意見書の添付等の開示は不要とする。</li> <li>・ 本所が適当と認める場合には、確認書の提出は不要とする。</li> <li>・ 上場会社として最低限守るべき事項を明示するために再構築する。「望まれる事項」の違反については、措置の対象外とする。</li> <li>・ 現在、本所において要請している対価の公正性や株主との利益相反回避措置に関する説明を充実することなどについて、その実効性を高めるための対応。</li> <li>・ 左記項目の追加に伴い、「内部者取引の未然防止に向けた体制整備」を企業行動規範の「望まれる事項」とする。</li> <li>・ 左記項目の追加に伴い、「反社会的勢力排除に向けた体制整備」を企業行動規範の「望まれる事項」とする。</li> <li>・ 現行においても、流通市場への影響又は株主の権利への配慮が著しく欠ける場合は公表措置の対象としているが、今般の体系の再構成に伴い、「遵守すべき事項」として明記する。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(e) 上場会社監査事務所登録制度に関する事項</p> <p>(f) 会計基準の変更等について適切に対応することができる体制の整備</p> <p>(2) 適時開示制度の見直し</p> <p>a 適時開示に係る適正性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は上場会社監査事務所登録制度に基づき登録又は準登録されている監査事務所の監査を受けることを、企業行動規範の「望まれる事項」として定める。</li> <li>・ 上場会社は、会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入のほか、会計基準設定主体等の行う研修への参加など会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定する。</li> <li>・ 上場会社は、会社情報の適時開示については、次に掲げる事項を満たすよう行わなければならないこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 開示情報の内容が虚偽でないこと。</li> <li>b 開示情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けてい</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査の品質管理体制が整備された監査事務所の監査を受けることを上場会社に促すもの。</li> <li>・ 上場会社監査事務所登録制度は、社会的に影響の大きい上場会社を監査する事務所の監査の品質管理体制を強化するために、日本公認会計士協会により平成19年4月から導入されたもの。</li> <li>・ 国際会計基準（I F R S）と日本基準とのさらなるコンバージェンスの進行やI F R S任意適用の開始など、上場会社が会計基準等の変更等についての的確に対応する必要性が高まってきていることを踏まえたもの。</li> <li>・ 当社は、上場会社に対してこれまでも財務会計基準機構への加入を要請しているが、上場規則上明確化する趣旨。</li> <li>・ 上場会社は、財務会計基準機構への加入状況（加入していない場合には、加入に向けた考え方）について開示することを求めることとする。</li> <li>・ 当該開示は、事業年度に係る決算内容の開示の際に行うことを想定している。なお、現在、財務会計基準機構に加入している会社は、決算短信の1枚目に財務会計基準機構の会員マークを表示していることで当該開示に替えることができるものとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>b 最低限求められる開示事項の明確化</p> <p>c 支配株主との取引に係る開示の新設</p> <p>d 非上場の親会社等に係る開示の整理</p>	<p>ないこと。</p> <p>c 開示情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。</p> <p>d その他開示の適正性を欠くものでないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が会社情報の適時開示を行うにあたり、原則として、以下の事項を共通して開示すべき内容として明確化する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 上場会社が決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯</li> <li>b 決定事実又は発生事実の概要</li> <li>c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し</li> <li>d その他投資者の投資判断上重要な事項</li> </ul> </li> <li>・ 支配株主を有する上場会社は、支配株主との取引条件の決定が経営者の恣意的判断により行われないための方策に関する指針について、コーポレート・ガバナンス報告書の中で開示を行うものとする。</li> <li>・ 支配株主等を有する上場会社は、前事業年度における支配株主等との取引に関する事項及び当該取引に係る上記指針に定める方策の履行の状況について、事業年度経過後3か月以内に開示を行うものとする。</li> <li>・ 非上場の親会社等に係る会社情報の開示について、内容を整理した上で支配株主等に関する開示に統合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適時開示において共通して開示すべき内容を上場規則上明記することで、規則違反についての予見可能性を高める趣旨。</li> <li>・ 開示時点において左記事項の一部を開示できない事情がある場合には、その内容が確定又は判明次第追加開示することが必要となる。</li> <li>・ 上場会社と支配株主との取引については、利益相反の蓋然性が高いと考えられるため、上場会社全般の開示事項として見直しを行うもの。</li> <li>・ 「支配株主」とは、2(1)備考に定める者をいう。</li> <li>・ 当該報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の欄に反映するものとする。</li> <li>・ 従来親会社等との取引に関する事項の開示に替わるもの。</li> <li>・ 現行、適時開示の対象である決定事実の内容が支配株主との取引に関するものであるときにも左記の履行状況について併せて開示するものとする。</li> <li>・ 非上場の親会社等に係る会社情報の開示は、親会社等による上場会社の少数株主との利益相反取引をけん制する趣旨で、非上場の親会社等を有する上場会社に対して求めてきたものであるが、今般、非上場の親会社を含む上場会社の支</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>e 内部統制報告書の提出に係る適時開示</p> <p>(3) 上場廃止基準の追加</p> <p>(4) 違反行為に対する措置</p> <p>a 措置の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書（金融商品取引法第24条の4第1項に規定する内部統制報告書をいう。）の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示するものとする。</li> <li>・ 上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為を行う場合において、株主の利益を侵害するおそれ大きいと認められるときは、株主の権利内容及びその行使を不当に制限するものとしてその上場を廃止する。</li> <li>・ 企業行動規範の遵守事項、会社情報の適時開示等の規定に違反した場合に、公表・警告措置及び改善報告書の対象とする。</li> </ul>	<p>配株主などを対象とする支配株主等に関する開示の充実を行うため、両者を統合し、実務の効率化を図る趣旨で見直しを行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨などの記載を行う場合について、報道のみで投資者に伝達されている現状を踏まえ、上場会社自身による説明を求めることで投資者に対してより正確かつ公平な情報を伝える趣旨。</li> <li>・ 内部統制報告制度においては、報告書の提出時点まで、重要な欠陥を是正する努力が求められるが、重要な欠陥の是正を断念した場合であって、重要な欠陥がある旨等を記載する内部統制報告書の提出を行うことを決定したときに、開示することを想定。</li> <li>・ 「株主の利益を侵害するおそれが大きい」かどうかは、株式併合の目的、株主への影響の度合いの観点などから判断する。</li> <li>・ 現行、企業行動規範への違反を公表・警告措置の対象、会社情報の適時開示等の規定への違反を改善報告書の対象としているが、より分かり易い体系に見直す趣旨から、企業行動規範及び会社情報の適時開示等の規定へ違反した場合であって上場継続性が認められるときに公表・警告措置及び改善報告書の対象とすることとする。</li> <li>・ 現行、違反に対する措置として勧告制度</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
<p>b 特設注意市場制度の見直し</p> <p>(5) その他</p> <p>a 適時開示違反に係る措置の対象拡大</p> <p>b 注意勧告制度の廃止</p> <p>c 株主と上場会社の対話促進のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行，上場廃止基準のうち本所が指定する事項へ抵触した場合に割当の対象としている特設注意市場の対象範囲を，企業行動規範への違反及び適時開示等の規定に違反した場合まで拡大することとする。</li> <li>・ 上場会社が，形式的な開示要件に該当しない場合においても，それを理由により適時，適切な会社情報の開示を怠ってはならない旨を定めている現行の規定に違反した場合についても，措置の対象に含めることとする。</li> <li>・ 有価証券報告書等の虚偽記載に係る注意勧告制度は廃止する。</li> <li>・ 上場会社は，株主総会の招集通知，添付書類及び議決権行使に関する参考書類（以下「招集通知等」という。）を電磁的方法により本所に速やかに提出するとともに，本所が当該招集通知等を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</li> </ul>	<p>を設けているが，措置の対象が遵守すべき事項への違反に限定されることから，当該勧告措置を廃止することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年以内に3度の公表・警告措置を受けることとなる場合は上場廃止とする。</li> <li>・ 現行，過去5年以内に適時開示等に係る改善報告書の徴求が3回目となる場合及び公表から2年以内に警告を受け，当該警告から2年以内に再度警告を受けることとなる場合に上場廃止となる。</li> <li>・ 施行日時点において，過去5年以内に適時開示等に係る改善報告書を1回徴求している場合は公表措置を，2回徴求している場合は警告措置を発しているものとみなす。</li> <li>・ 企業行動規範の遵守事項及び会社情報の適時開示等の規定に違反した場合で重大な違反については重大な上場契約違反として上場廃止の対象とする。</li> </ul> <p>・ 運用状況を踏まえて廃止することとする。</p> <p>・ 株主総会の招集通知等を本所ホームページに掲載して，より早期に株主が招集通知等を閲覧できるよう対応を図るもの。</p>

項 目	内 容	備 考
d 有価証券報告書等の提出延長承認時の開示 e 新規上場に係る形式要件の見直し f 一部指定に係る形式要件の見直し g 実質存続性の喪失に係る上場廃止基準の見直し h その他  III 施行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上場会社は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合にはその旨を直ちに開示するものとする。</li> <li>• 新規上場申請時における株式の譲渡制限に係る形式要件について、上場までに当該制限を外す見込みがあれば足りるものとする。</li> <li>• 一部指定申請時における株主数、浮動株式及び時価総額に係る形式要件について、一部指定までに当該要件を満たす見込みがあれば足りるものとする。</li> <li>• 実質存続性の喪失に係る上場廃止基準の審査項目のうち、主要株主の異動に関して軽微基準を設ける。</li> <li>• その他所要の改正を行う。</li> <li>• 平成 21 年 12 月を目途に施行する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実施時期については、システム対応等の準備期間を考慮して別途定める。</li> </ul>